

広島県告示第四十号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）
第十一条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、
令和三年五月六日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和三年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

重井地区

二 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

三 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島重井町字通谷の国土地理院四等三角点「小田浦」（北緯三四度一九分〇六秒四三四〇、東経一三三度〇八分五九秒八二三九、標高四二・八一メートル）

基点一 基準点から二九九度二〇分一三秒の方向六七八・五五メートルの点

基点二 基点一から二二九度一三分三一秒の方向一四・〇五メートルの点

基点三 基点二から三一七度〇三分一五秒の方向七七八・四五メートルの点

四 指定年月日

令和三年一月二十五日